資　　料

福Ｒ8.9.24

旧吉島家の今後の管理運営について

１．経緯

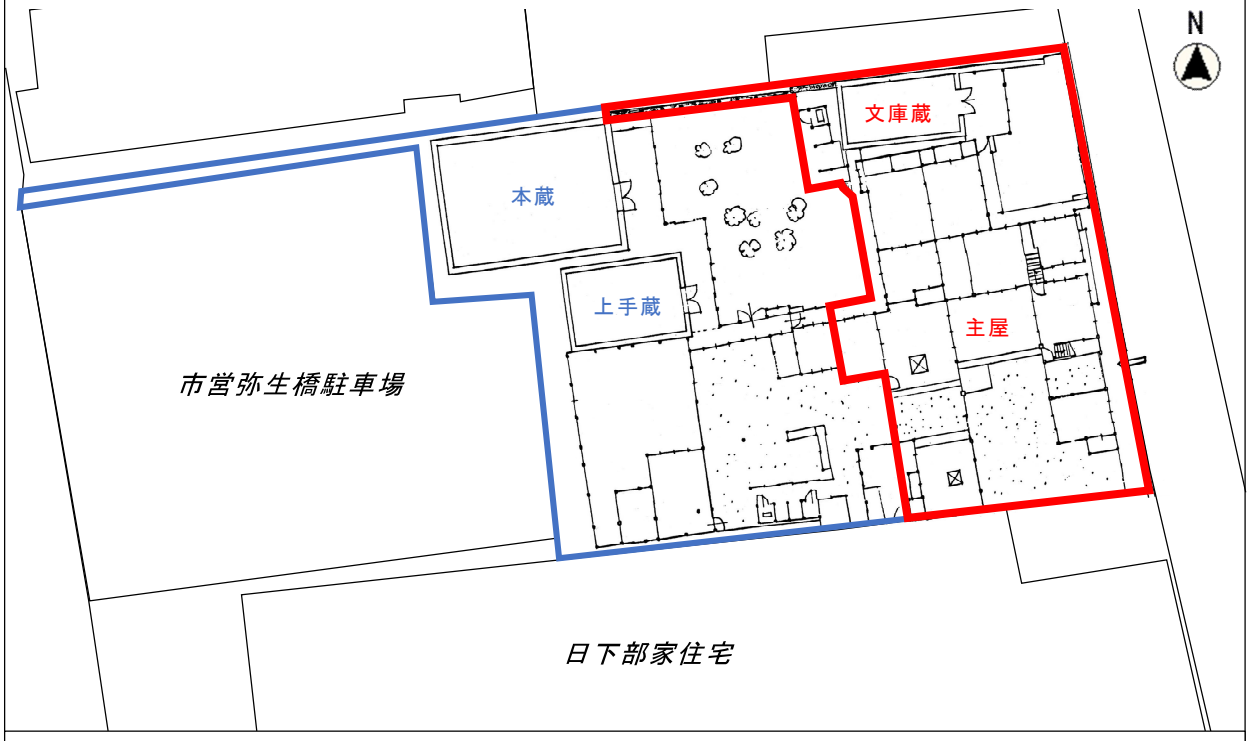
・市では、国指定重要文化財である吉島家住宅を文化的財産として保存し、有効活用を図るため、平成１６年度に前所有者からの買取及び寄附による公有化を決定した。

・重要文化財以外の部分は平成１６年度に市の所有とし、重要文化財部分は平成１７年２月に前所有者と死因贈与契約（土地建物のみ）を締結した。

・前所有者には市の所有部分を含む旧吉島家の使用を認めるとともに、前所有者による管理を依頼していた。

・令和８年に入り、前所有者が亡くなられたことから契約に基づき、吉島家住宅（下図の赤枠部分）の土地建物が市に贈与された。

旧吉島家概略図



【土地】高山市大新町1丁目
51番地8ほか8筆
地目：宅地
地積：1,003.63㎡

【建物】主屋、文庫蔵ほか
用途：居宅、倉庫ほか
延床面積：854.73㎡

今回取得した部分
（重要文化財部分）

平成１６年度に
取得した部分

２．現状と課題

・旧吉島家内の家具や美術品、歴史資料、建築図面等の動産（死因贈与の対象外）は、これまで前所有者とともに旧吉島家の管理を行っていた者に相続されている。

・市では建物の状態を把握していないため、専門家による確認調査が必要である。

３．今後の対応

（１）活用方針

・市は旧吉島家の所有者として、高山の代表的な町家建築を大切に保存・継承し、市民や観光客に広く公開することで観光や文化の振興を図る。

（２）当面の対応（令和９年度末まで）

・土地建物は、これまで管理を行っていた者に有償で貸付け、これまでと同様に公開するとともに、旧吉島家内に残る動産について期限内の整理を依頼する。

・吉島家住宅で展示し保全する価値がある動産は、専門家等の意見も踏まえながら、吉島家住宅での活用を含めた対応を協議する。

・確認調査により建物の状態を把握し、必要な修繕等を行う。

（３）将来的な対応（令和１０年度以降）

・旧吉島家を公の施設として位置づけ、一般に公開する。

４．スケジュール

令和８年度～	有償貸付による管理及び整理作業（令和９年度末まで）
	確認調査（専門家への調査委託）
	確認調査に基づく修繕、必要な設備等の整備
	開館・運営の準備
令和１０年度以降	開館・運営（一般公開）